

平成
28年度

特定健診及び特定 保健指導について

特定健診・特定保健指導は、国が医療費の適正化をはかり被保険者の健康を守ることを目的に医療保険者へ義務付けた制度です。

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した健診になっており、生活習慣病を予防するには、定期的な健康診断によるヘルスチェックと日常の生活習慣の改善が大切になります。

早期発見・早期治療のためにも、まだ受診されていない方はお早めの受診をお願いいたします。



対象者	40歳から74歳までの被保険者(今年度40歳になる者を含む)
受診期限	平成29年3月31日
費用	基本項目無料(組合が負担します)

特定保健指導をご利用ください(該当者のみ)

特定保健指導では対象者が自身の健康状態を正しく理解し、管理栄養士等が個人の特性や身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートをします。



対象者	特定健診の受診結果により、メタボリックシンドローム判定が「基準該当」または「予備群該当」となった方(生活習慣病の発症リスクが高い方) ≪組合より「特定保健指導利用券」を送付しております≫
受診期限	平成29年3月31日 *初回面接を受けられる期限
費用	無料(組合が負担します)

健診結果の提出にご協力ください

健康診断はその問題点を改善する絶好のチャンスです。特に今まで健診を受けていない人やたまにしか受けていない人は、毎年受診することをお勧めします。

今後、当組合でもご提出いただいた健診結果を活用し、いろいろな重症化予防事業のご案内をしていきますので、健診結果未提出の方は提出していただくようご協力をお願いいたします。

※人間ドック等の申請をする際等に「健診結果票のコピー」または「特定健診データ入力シート(記入したもの)」を一緒にお送りください。特定健診データ入力シートは組合ホームページトップ画面「ピックアップ」から印刷するか、組合までお問合せください。